

薬剤師を取り巻く状況と 平成27年度薬剤師関連予算について

平成27年3月23日（月）
平成26年度 医薬分業指導者協議会

厚生労働省 医薬食品局 総務課
清水 崇

本日の内容

1. 薬剤師を取り巻く状況の変化
2. 平成27年度薬剤師関連予算において、皆様に期待すること
やっていたいただきたいこと
 - (1) 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進事業
 - (2) 薬局医療安全対策推進事業
 - (3) 医薬分業啓発普及事業
 - (4) 地域医療介護総合確保基金事業

1. 薬剤師を取り巻く状況の変化

医薬分業の理念

医薬分業とは、医師が患者に処方箋を交付し、薬局の薬剤師がその処方箋に基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し国民医療の質的向上を図るものである。なお、欧米では広く一般的に医薬分業が行われている。

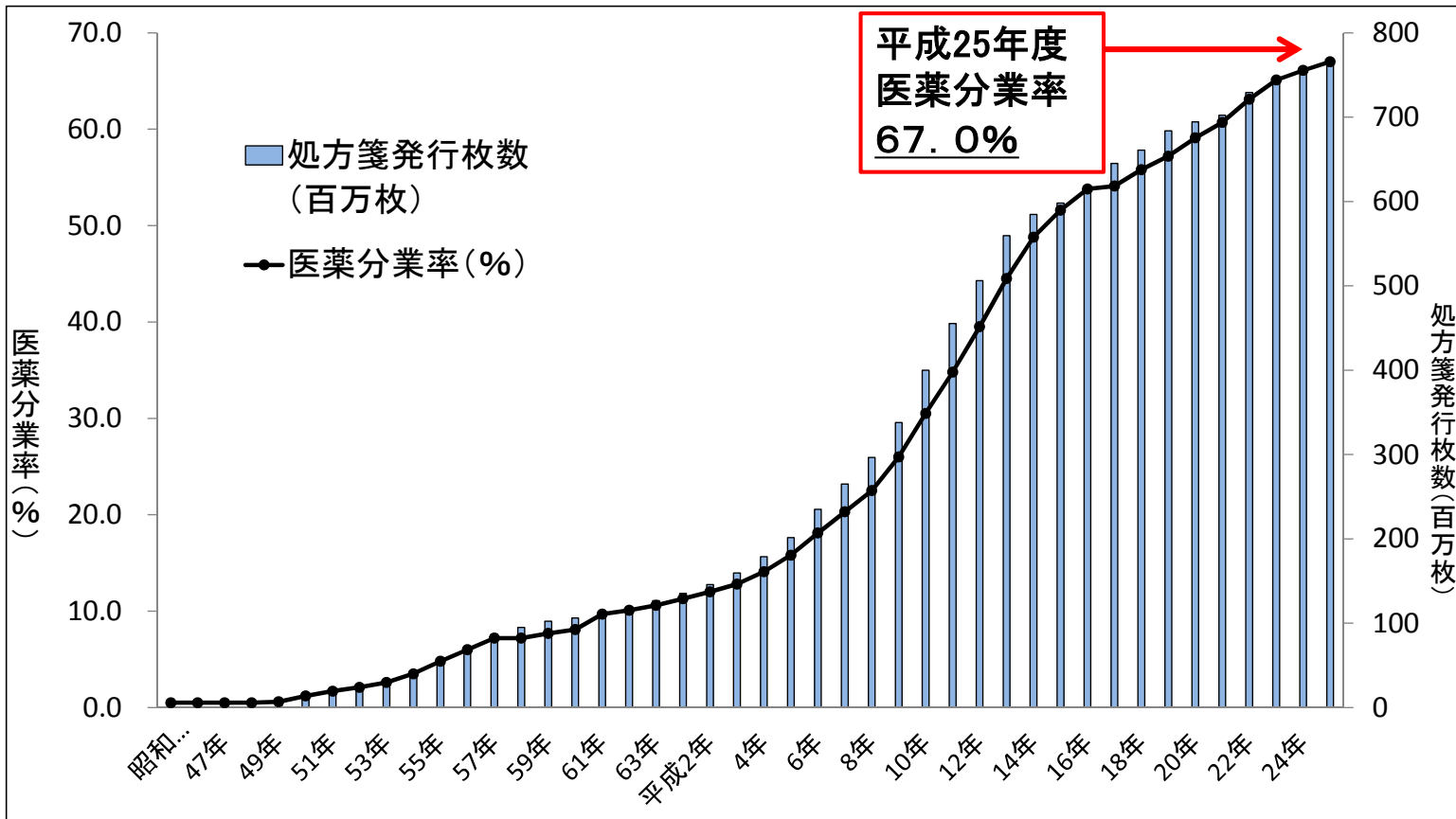
<医薬分業の利点>

1. 「かかりつけ薬局」において薬学的観点から処方内容をチェックすることにより、適切な薬物療法の実施に資するとともに、複数診療科受診による重複投薬、相互作用の有無の確認などができ、薬物療法の有効性、安全性が向上すること。
2. 薬の効果、副作用、用法などについて薬剤師が、処方した医師・歯科医師と連携して、患者に説明(服薬指導)することにより、患者の薬に対する理解が深まり、調剤された薬を用法どおり服用することが期待でき、薬物療法の有効性、安全性が向上すること。
3. 使用したい医薬品が手元に無くても、患者に必要な医薬品を医師・歯科医師が医療機関で採用している医薬品に縛られることなく自由に処方できること。
4. 本来病院薬剤師が行うべき、入院患者に対する副作用確認や服薬指導等の病棟業務が可能となること。

<医療保険財政の効率化等への貢献>

1. 薬価差の縮小と相まって医薬分業が進むことにより、医療機関の薬剤管理コスト削減や採用医薬品に縛られない専ら医学的観点からの処方が推進されるとともに、薬局における残薬解消の取組みや後発医薬品の使用促進により医療保険財政の効率化にも寄与する。
2. 今後、在宅医療を推進する上でも、医療機関の薬剤師は入院患者に対する業務に重点を置いていることから、薬局薬剤師が在宅医療に積極的に関与していくことが必要である。

医薬分業率の年次推移



医薬分業率は年々上昇している。

$$\text{※ 医薬分業率 (\%)} = \frac{\text{処方箋枚数 (薬局での受付回数)}}{\text{医科診療 (入院外) 日数} \times \text{医科投薬率} + \text{歯科診療日数} \times \text{歯科投薬率}} \times 100$$

かかりつけ薬局による薬学的管理

【かかりつけ薬局による薬学的管理】

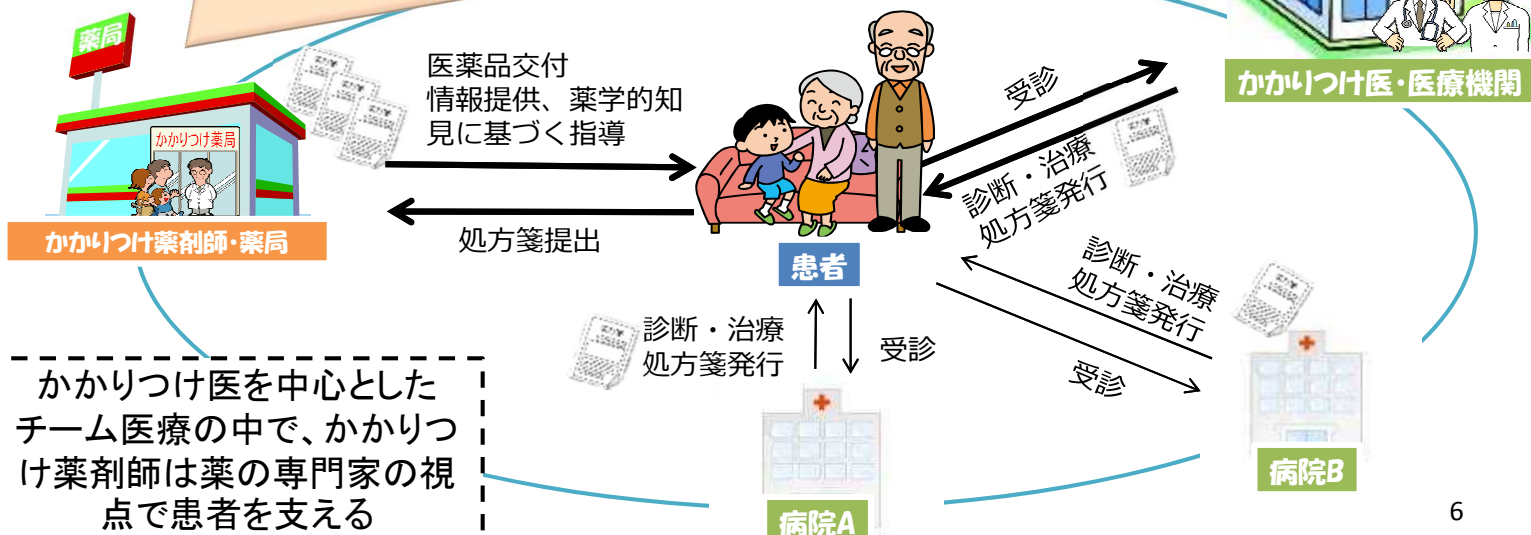
- ・服用中の医薬品 (OTC 医薬品を含む)、副作用歴、アレルギー歴などの患者情報を一元的に把握
- ・相互作用や重複投与、副作用等の観点から処方内容が適切か確認
- ・上記を踏まえ、薬学的見地から処方医に対して疑義照会 (薬剤の変更や減量等の提案)
- ・患者のアドヒアランス (患者自身の服薬治療への積極的な参加) の向上への取組み (服薬指導、お薬手帳の積極的活用等)
- ・副作用や期待される効果を継続して確認し、必要に応じて処方提案
- ・飲み忘れ、飲み残し等の残薬確認による服薬状況の改善

→ 患者にとって治療効果の向上、副作用防止など最適な薬物療法の提供に貢献

- ・残薬の解消
- ・後発医薬品の使用促進

→ 医療保険財政の効率化に貢献

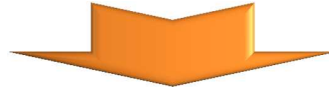
※ 在宅医療においても同様の機能を果たす



医薬分業の課題と今後の方向性

課題

- 医薬分業率は上昇しているものの、医療機関の近隣に多くの薬局(いわゆる門前薬局)が乱立し、患者は受診した医療機関ごとの門前薬局で調剤を受けることが多い。
- 調剤に偏重し、OTC医薬品や医療・衛生材料を取り扱わない薬局が多くなり、昔のように、住民が気軽にOTC医薬品の選択や健康に関する相談のために立ち寄るような存在となっていない。



今度の方向性

高齢化が進み、在宅医療を必要とする患者が増加し、また、高度な薬学的管理が必要な医薬品が増える中で、

- 国民が医薬分業によるメリットを最大限享受できるよう、普段から気軽に相談などができる「かかりつけ薬局」を作ることのできる体制を構築していくことが重要。
- そのため、かかりつけ医との連携の上で、在宅医療も含め、患者に最適な薬物療法を提供するとともに、
 - －OTC・衛生材料等の提供と適正使用を推進し、健康・栄養などの生活習慣全般に関する相談等を気軽に受けられる薬局を増やしていく必要がある。(セルフメディケーションの推進)
 - －また、地域における総合的な医療・介護サービスを提供する一員として、患者ごとに最適な薬学的管理・指導を行うことが重要。(地域包括ケアの推進)

7

薬局の求められる機能とあるべき姿

- 近年の社会情勢の変化を踏まえた望ましい形のかかりつけ薬局を推進するための指針として、厚生労働科学研究費補助金事業※により「薬局の求められる機能とあるべき姿」がとりまとめられた(平成26年1月 日本医療薬学会公表)。

※「薬剤師が担うチーム医療と地域医療の調査とアウトカムの評価研究」(主任研究者:安原真人・東京医科歯科大学医学部附属病院薬剤部教授、一般社団法人日本医療薬学会会頭)

- 上記については、厚生労働省からも各自治体に周知
- 主な内容

【薬局・薬剤師に求められる機能に関する基本的な考え方】

1. 最適な薬物療法を提供する**医療の担い手**としての役割が期待されている
 2. 医療の質の確保・向上や医療安全の確保の観点から、**医療機関等と連携してチーム医療**を積極的に取り組むことが求められる
 3. 在宅医療において、**地域における医薬品等の供給体制や適切な服薬支援を行う体制の確保・充実に**取り組むべき
 4. 医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点としての役割に留まらず、**後発医薬品の使用促進や残薬解消といった医療の効率化**について、より積極的な関与も求められる
 5. セルフメディケーションの推進のために、**地域に密着した健康情報の拠点**として積極的な役割を發揮すべき
 6. 患者の治療歴のみならず、**生活習慣も踏まえた全般的な薬学的管理**に責任を持つべき
- ⇒ 基本的な考え方の下、薬局が備えるべき基本的体制及び薬学的管理の在り方について、確保すべき又は取り組むべき項目を示している。

※ 一般社団法人日本医療薬学会 「薬局の求められる機能とあるべき姿」の公表について
<http://www.jsphcs.jp/cont/14/0107-1.html>

2. 平成27年度薬剤師関連予算において、皆様に期待することやっていたきたいこと

(1) 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進事業

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進

平成27年度予算案 223百万円

● 「「日本再興戦略」改訂2014」の中短期工程表（平成26年6月24日 閣議決定）【抜粋】

- ① 薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進
- ② 充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

薬局の現状の問題点

- 一般用医薬品を取り扱わない薬局が多数
- 薬局の業務も処方箋に基づく調剤業務が殆ど
- 地域の健康づくりの拠点となるような取組が不十分
- 医薬分業についての十分な理解が得られていない

薬局・薬剤師を活用したモデル事業の推進

委託先：都道府県
(再委託可)

○ 平成26年度の事業を踏まえた事業を展開
セルフメディケーションに効果的な事業の充実・発展

<平成26年度モデル事業の例>

- ◇ 一般用医薬品等の適正使用に関する相談窓口の設置や適正使用に関する啓発資材の作成・配布
- ◇ セルフメディケーション推進のためのセミナーの開催(食生活、禁煙、心の健康、高齢者、アルコール、在宅医療)
- ◇ 血圧計などの検査機器を用いた健康チェックを行う体制の整備
- ◇ 薬の適正使用、健康づくり等に役立つ「電子版お薬手帳」の普及

etc.

【事業例】

- 平成26年度事業を踏まえ、
- ・ 把握できた課題の改善
 - ・ 事業規模の拡大
(内容や対象薬局数の拡大、他都道府県との連携 など)
 - ・ 他都道府県の事業の導入 etc.

充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

○ 健康情報拠点としてふさわしい薬局
(健康ナビステーション(仮称))の**基準の作成等**

【健康ナビステーション(仮称)概要】

- ① すべての医薬品供給拠点
 - ② 住民の健康相談応需機能
 - ③ 住民自らの健康づくりの支援機能
 - ④ かかりつけ医やケアマネージャーなど多職種との連携
 - ⑤ 在宅医療の取り組み
- 【基準案】
- ・ 健康相談体制・設備
 - ・ 要指導・一般用医薬品の販売体制
 - ・ 他機関との連携 etc.



より効果的な取組を全国展開し、
国民が健康ナビステーション(仮称)に容易にアクセスできるようにすることで
国民のセルフメディケーションの推進を図る。

● 「「日本再興戦略」改訂2014」の中短期工程表（平成26年6月24日 閣議決定）【抜粋】

- ① 薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進
- ② 充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

薬局の現状の問題点

- 一般用医薬品を取り扱わない薬局が多数
- 薬局の業務も処方箋に基づく調剤業務が殆ど
- 地域の健康づくりの拠点となるような取組が不十分
- 医薬分業についての十分な理解が得られていない

薬局・薬剤師を活用したモデル事業の推進

委託先：都道府県
(再委託可)

○ 平成26年度の事業を踏まえた事業を展開
セルフメディケーションに効果的な事業の充実・発展

<平成26年度モデル事業の例>

- ◇ 一般用医薬品等の適正使用に関する相談窓口の設置や適正使用に関する啓発資材の作成・配布
- ◇ セルフメディケーション推進のためのセミナーの開催(食生活、禁煙、心の健康、高齢者、アルコール、在宅医療)
- ◇ 血圧計などの検査機器を用いた健康チェックを行う体制の整備
- ◇ 薬の適正使用、健康づくりに役立つ「電子版お薬手帳」の普及

etc.

【事業例】

- 平成26年度事業を踏まえ、
- ・ 把握できた課題の改善
 - ・ 事業規模の拡大
(内容や対象薬局数の拡大、他都道府県との連携 など)
 - ・ 他都道府県の事業の導入 etc.

充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

○ 健康情報拠点としてふさわしい薬局
(健康ナビステーション(仮称))の基準の作成等

【健康ナビステーション(仮称)概要】

- ① すべての医薬品供給拠点
 - ② 住民の健康相談応需機能
 - ③ 住民自らの健康づくりの支援機能
 - ④ かかりつけ医やケアマネージャーなど多職種との連携
 - ⑤ 在宅医療の取り組み
- 【基準案】
- ・ 健康相談体制・設備
 - ・ 要指導・一般用医薬品の販売体制
 - ・ 他機関との連携 etc.

より効果的な取組を全国展開し、
国民が健康ナビステーション(仮称)に容易にアクセスできるようにすることで
国民のセルフメディケーションの推進を図る。

平成27年度 健康情報拠点推進事業について①

目的

- **地域包括ケアシステムの構築に当たり、かかりつけ医等と連携して地域住民の健康保持・増進に貢献する真の「かかりつけ薬局・薬剤師」を推進することを目的とする。**具体的には、地域の実情に沿った要指導・一般用医薬品、医療材料の供給や適切な相談応需等のモデル事業を通じて、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点作りを推進する。

事業実施者

- 本事業の実施者は都道府県とする。ただし、都道府県は事業を再委託することができる。

健康情報拠点モデル事業の実施

- 平成26年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業(以下「昨年度事業」という。)を踏まえ、地域における先駆的な取組を充実・発展させることにより、地域住民の健康増進等に寄与することを明らかにし、さらにその成果を今後広く活用することを目的として行うこととする。
- 具体的には、事業実施者である都道府県が中心となり、地域の薬剤師会、医師会等の関係機関とも協力しながら、他の都道府県の好事例も参考にした上で、地域の実情に応じて次の事業メニューより選択(複数選択可)する。その上で、**昨年度事業により把握した課題を踏まえ、事業を充実・発展させる**べく具体的な内容について実施計画書を策定し、計画に沿って、地域に密着した薬局・薬剤師が健康支援や相談を行うなど、薬局・薬剤師を健康情報拠点として活用するモデル事業を実施することとする。
- 事業の実施に当たっては、具体的目標を掲げて実施することとし、当該目標達成に向けて、相談窓口の設置、研修機会の確保、住民へのサービスの提供等を行うこととする。

平成27年度 健康情報拠点推進事業について②

事業メニュー

- ① 薬の飲み方や使い方など医薬品の適正使用に関する相談
 - ・薬局における要指導医薬品、一般用医薬品の選択や適正使用に関する助言を行う窓口の設置
 - ・薬局における要指導医薬品、一般用医薬品の供給体制の整備
 - ・無薬局地域等への薬局の薬剤師の出張相談
- ② 食生活(食品・健康食品)や運動、禁煙など、地域住民自らの健康づくりに対するサポート
 - ・薬局における健康食品の選択や適正使用に関する助言を行う窓口の設置
 - ・健康食品を始めとした健康関連の情報を収集し、適切に評価した上で地域住民に情報提供できる体制の整備
 - ・禁煙に関する指導や受診勧奨
 - ・薬局における健康相談会等の開催
- ③ 特定健診、がん検診等の受診率向上の取組
 - ・特定健診、がん検診等の受診勧奨に関する薬局の取組
- ④ 脳と心の健康サポート
 - ・認知症等の疑いのある来局者の早期発見と受診勧奨
 - ・自殺対策ゲートキーパーとしての取組
- ⑤ 薬物やアルコールの乱用・依存の防止
 - ・薬剤師による危険ドラッグを始めとする薬物乱用防止教育(学校薬剤師の活用など)
- ⑥ 飲み残しや飲み忘れ防止等の高齢者・要介護者に対する服薬管理
 - ・薬局における残薬バッグの活用等の残薬解消の取組
- ⑦ 在宅医療を含め地域包括ケアシステム内での連携に資する取組
 - ・医療機関、介護事業所、関係行政機関等との連携体制整備
 - ・多職種連携による地域のネットワークへの参画
 - ・医療機関、保健所、福祉事務所等への連絡・紹介先のリストやマップの作成と更新
- ⑧ その他、本事業の目的達成に必要と認められるメニュー
 - ・要指導医薬品、一般用医薬品等の適切な使用に関する助言や住民の健康づくりに積極的に取り組んでいる薬局についての地域住民への周知啓発
 - ・要指導医薬品や一般用医薬品の使用についても管理できる電子版お薬手帳の活用
 - ・薬局における地域の各種公費負担制度の手続きに関する助言、支援

13

平成27年度 健康情報拠点推進事業について③

報告書の作成

- モデル事業による成果として、モデル事業の内容の他に、参加住民や連携医療機関等の満足度、モデル事業の前後での参加住民等の健康意識の改善度や健康指標の変化などのモデル事業の効果を具体的に調査し、改善点や今後その成果を広げていく上での課題等も含め、取りまとめて、報告書を作成することとする。

留意事項

- 事業の実施に当たっては、単に形式的な窓口の設置、各メニューに関する研修会の実施及び啓発資料の配布のみの事業とならないよう実効性のある取組を行うこと。また、薬剤師だけでなく、かかりつけ医を中心とした歯科医師、看護師等の医療関係者、介護福祉関係者等の多職種連携を構築しながら、事業を進めることが望ましいこと。
- 本事業において、診断、医学管理等の医行為に係る事業を行わないこと。
- 本事業の実施成果等については、学会発表や論文発表など広く周知に努めること。なお、学会発表や論文発表など広く周知した際には、当該関連資料(学会発表であれば抄録及び発表スライド、論文発表であれば論文)を厚生労働省医薬食品局総務課へ提出すること。
- 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬食品局総務課と相談すること。

14

● 「「日本再興戦略」改訂2014」の中短期工程表（平成26年6月24日 閣議決定）【抜粋】

- ① 薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進
- ② 充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

薬局の現状の問題点

- 一般用医薬品を取り扱わない薬局が多数
- 薬局の業務も処方箋に基づく調剤業務が殆ど
- 地域の健康づくりの拠点となるような取組が不十分
- 医薬分業についての十分な理解が得られていない

薬局・薬剤師を活用したモデル事業の推進

委託先：都道府県（再委託可）

- 平成26年度の事業を踏まえた事業を展開
セルフメディケーションに効果的な事業の充実・発展

- <平成26年度モデル事業の例>
- ◇ 一般用医薬品等の適正使用に関する相談窓口の設置や適正使用に関する啓発資材の作成・配布
 - ◇ セルフメディケーション推進のためのセミナーの開催（食生活、禁煙、心の健康、高齢者、アルコール、在宅医療）
 - ◇ 血圧計などの検査機器を用いた健康チェックを行う体制の整備
 - ◇ 薬の適正使用、健康づくり等に役立つ「電子版お薬手帳」の普及
- etc.

- 【事業例】
- 平成26年度事業を踏まえ、
- ・ 把握できた課題の改善
 - ・ 事業規模の拡大（内容や対象薬局数の拡大、他都道府県との連携 など）
 - ・ 他都道府県の事業の導入 etc.

充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

- 健康情報拠点としてふさわしい薬局（健康ナビステーション（仮称））の基準の作成等

【健康ナビステーション（仮称）概要】

- ① すべての医薬品供給拠点
 - ② 住民の健康相談応需機能
 - ③ 住民自らの健康づくりの支援機能
 - ④ かかりつけ医やケアマネージャーなど多職種との連携
 - ⑤ 在宅医療の取り組み
- 【基準案】
- ・ 健康相談体制・設備
 - ・ 要指導・一般用医薬品の販売体制
 - ・ 他機関との連携 etc.



平成26年度厚労科研費研究班での検討等を踏まえ、平成27年度に検討予定

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進による効果

拠点となる薬局・薬剤師に求められる役割

- 住民のかかりつけ薬局・薬剤師として、かかりつけ医と連携しながら薬物療法全体（外来及び在宅医療）について、一義的な責任を持って提供
- +
- 住民の健康維持・増進のために、OTC、健康食品等を提供し、その適正使用を推進
 - 住民が気軽に相談できる存在として機能し（ファーストアクセス機能）、健康相談、栄養相談などを通じて、住民の健康づくりに貢献

拠点を整備することによる効果

今後進めていく地域包括ケアシステムの中で、以下の点での貢献が期待できる。

- 生活習慣病予備軍等の早期発見とそれを踏まえた生活指導や適切な健康食品の提供等による住民の健康維持
- 禁煙指導や栄養・食生活・運動などに関する相談応需による健康増進及び疾病予防

残薬解消や後発品使用促進の取組と併せて、結果として医療費の削減にも寄与

2. 平成27年度薬剤師関連予算において、皆様に期待することやっていたきたいこと

(2) 薬局医療安全対策推進事業

薬局医療安全対策推進事業費

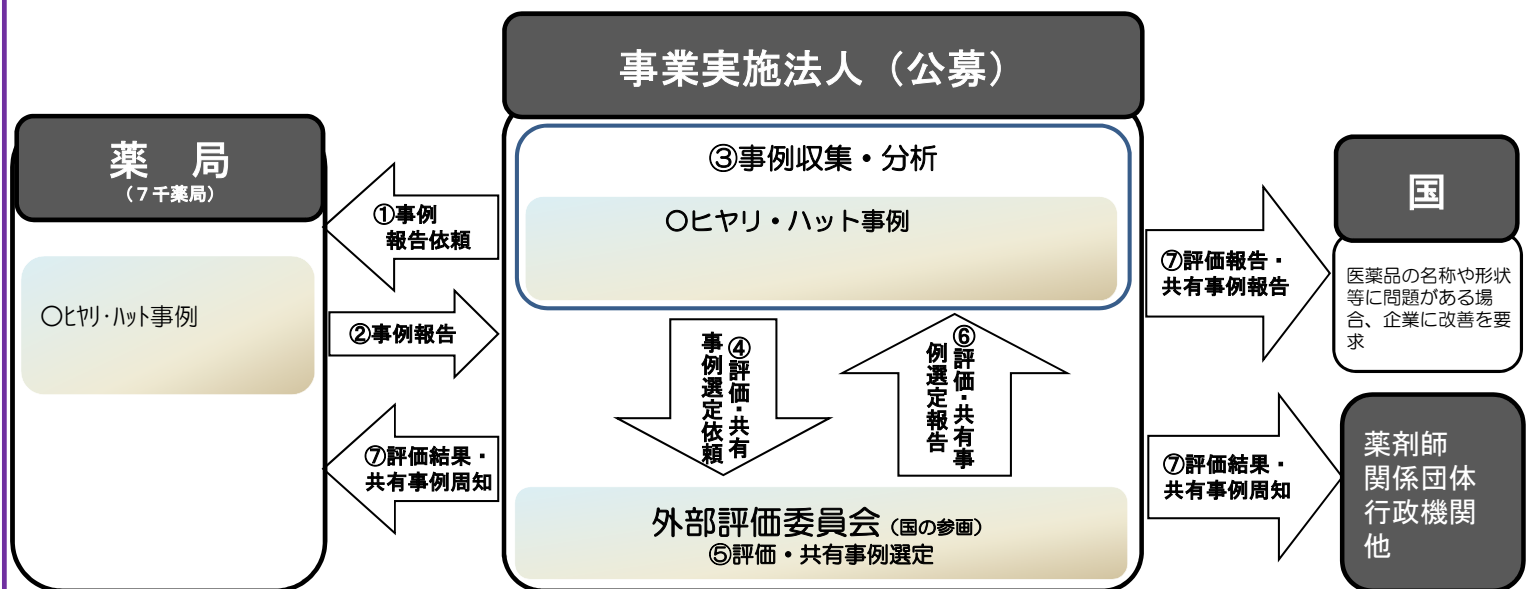
平成27年度予算案 38,370千円

■事業の必要性

- 医療安全の確保は、医療政策における最も重要な課題の一つであり、医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底のため、薬局においてもヒヤリ・ハット事例の収集を行うことが当面取り組むべき課題とされている。
※「今後の医療安全対策について」（平成17年5月医療安全対策検討ワーキンググループ報告書）

■事業の概要

- 薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集・分析、評価、共有事例周知「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」の拡充（対象薬局の拡大）



■事業の効果

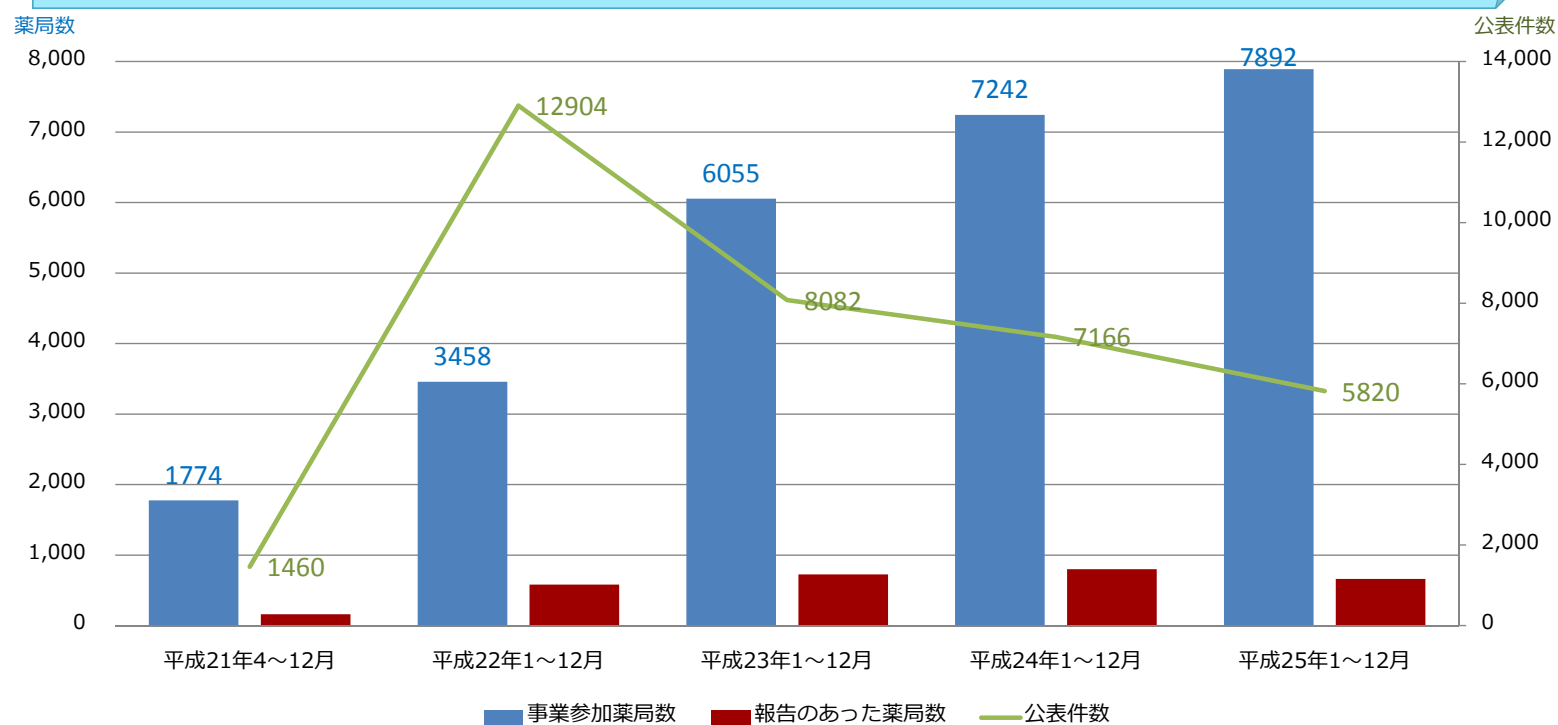
薬局における医療安全が推進される

薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業の概要と報告件数の推移

【事業の概要】

薬局における医療安全の確保を図るため、ヒヤリ・ハット事例等を収集し、集積した情報の分析・評価を行う。

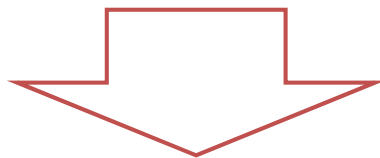
H21年4月より薬局の参加登録、ヒヤリ・ハット事例の収集を公益財団法人日本医療評価機構が実施している。事業参加薬局数は、平成26年6月現在で8,142薬局。



薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業で報告する範囲

【ヒヤリ・ハット事例として報告する範囲】

1. 医療に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された事例。
2. 誤った医療が実施されたが、患者への影響が認められなかった事例または軽微な処置・治療を要した事例。但し、軽微な処置・治療とは、消毒、湿布、鎮痛剤投与等とする。
3. 誤った医療が実施されたが、患者への影響が不明な事例。



ヒヤリ・ハット事例の報告範囲は、医療機関でも発生しうる調剤業務に関するヒヤリ・ハット事例だけでなく、**医療機関に対して疑義照会を行った結果、薬局で発見された事例**や**薬局における一般用医薬品の販売に関する事例**など、薬局に特徴的な事例なども含まれる。

報告の一例

医薬品の販売に関する事例の報告

【事例の内容】

バイアスピリンを飲んでいる人が、一般用医薬品のバファリンを売って欲しいと言われるので、バイアスピリンと重複するのでやめた方がよいですよと伝え、販売しなかった。

【背景・要因】

飲んで悪いことはないが、この方は潰瘍まで起こしたことはないもののタケプロンも飲んでいて胃が弱いので売れなかった。

【改善策】

他所の薬局だと知らなかっただろうし、本人も飲んでいる薬の説明をしなかっただろうから、そのまま販売されていたかもしれない。一般用医薬品を購入する際に自分の飲んでいる薬を説明して、飲んでよいか判断してもらうことが重要であることを、一般の人に知ってもらわなければ、同様のことが起きる可能性がある。お薬手帳の携帯と提示を習慣づけられると良い。



※薬局医療安全対策推進事業ホームページ「公開データ検索」より

上記のように本事業で収集した事例はホームページ上で確認でき、事例のデータベースとして活用できる。

21

疑義照会について

患者情報や薬歴などから、患者が複数診療科を受診している場合の医薬品の重複や、併用している医薬品との相互作用等、処方内容に薬学的観点から疑義がある場合に、薬剤師が処方医に対して連絡・確認(疑義照会)を行い、必要な場合に処方に変更されることで、薬物療法の有効性・安全性の向上に貢献する。

	回数
①処方受付回数	60,617
②上記のうち、疑義照会した回数 (処方箋受付回数に占める割合)	3,262 (5.4%)

〈調査期間中のある代表的な1日のデータを集計したもの(回答薬局数=949)〉

平成25年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」を元に集計

疑義照会を行っているというデータは、「薬剤師が処方箋監査に基づき薬物療法の有効性・安全性の向上に貢献している」という実績につながる。

薬局医療安全対策推進事業において、ヒヤリ・ハット事例だけでなく、疑義照会の事例なども積極的に報告していただくことで、薬剤師業務の実績を積み上げて頂きたい。

2. 平成27年度薬剤師関連予算において、皆様に期待することやっていたきたいこと

(3) 医薬分業啓発普及事業

23

医薬分業普及啓発事業

【事業の概要】

医薬分業を広く国民に普及させるため、特に「薬と健康の週間」において、医薬品の適正使用、かかりつけ薬局等についての啓発ポスター等を作成し、医薬分業を推進する。

薬と健康の週間とは？（毎年10月17日～23日）

目的

- 本週間は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

由来

- 昭和24年に「全国薬学週間」が開催されたことに由来。昭和53年度から「薬祖神祭の日」である、10月17日を初日とする1週間を実施期間としている。



薬祖神



薬祖神祭の様子



パンフレットとポスター

24

薬と健康の週間における各地で行われる啓発イベント



大型ショッピングセンターでの街頭おくすり相談会



無料での血圧測定



老人クラブでのおくすり説明会



こどもの調剤体験



危険ドラッグ撲滅の啓発活動

※その他、県民に対する啓発活動として、

県民に対しジェネリック医薬品工場見学会、薬草観察ハイキング、AEDと心肺蘇生法の体験、献血啓発活動を行っている都道府県もある。

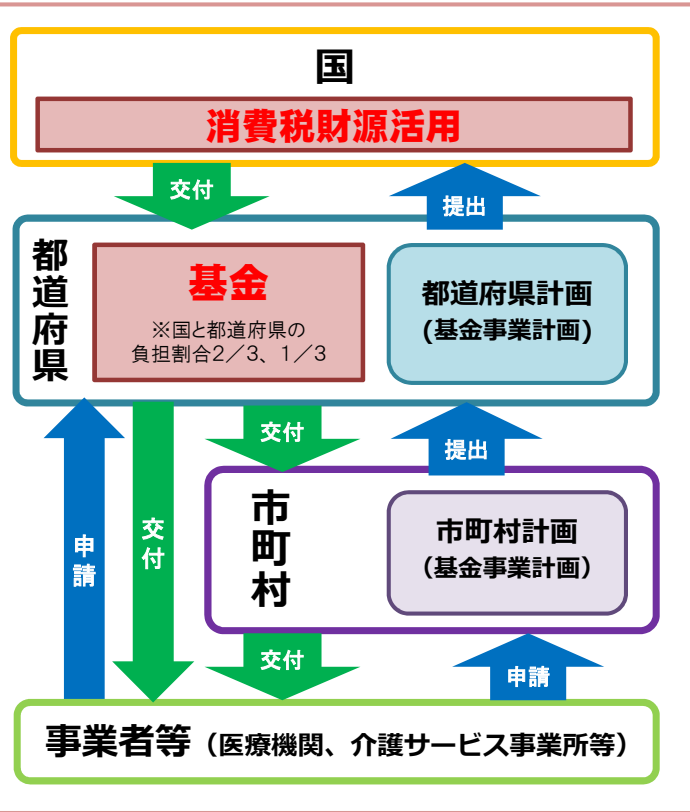
今後も「薬と健康の週間」等を通じて、医薬品や薬剤師等の専門家の役割についての正しい知識を一人でも多くの国民に普及させるため、**地域の実情を踏まえて各種関連団体と連携を取りつつも、創意工夫をこらした啓発活動を積極的に行って頂きたい。**

2. 平成27年度薬剤師関連予算において、皆様に期待することやっていたきたいこと

(4) 地域医療介護総合確保基金事業

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

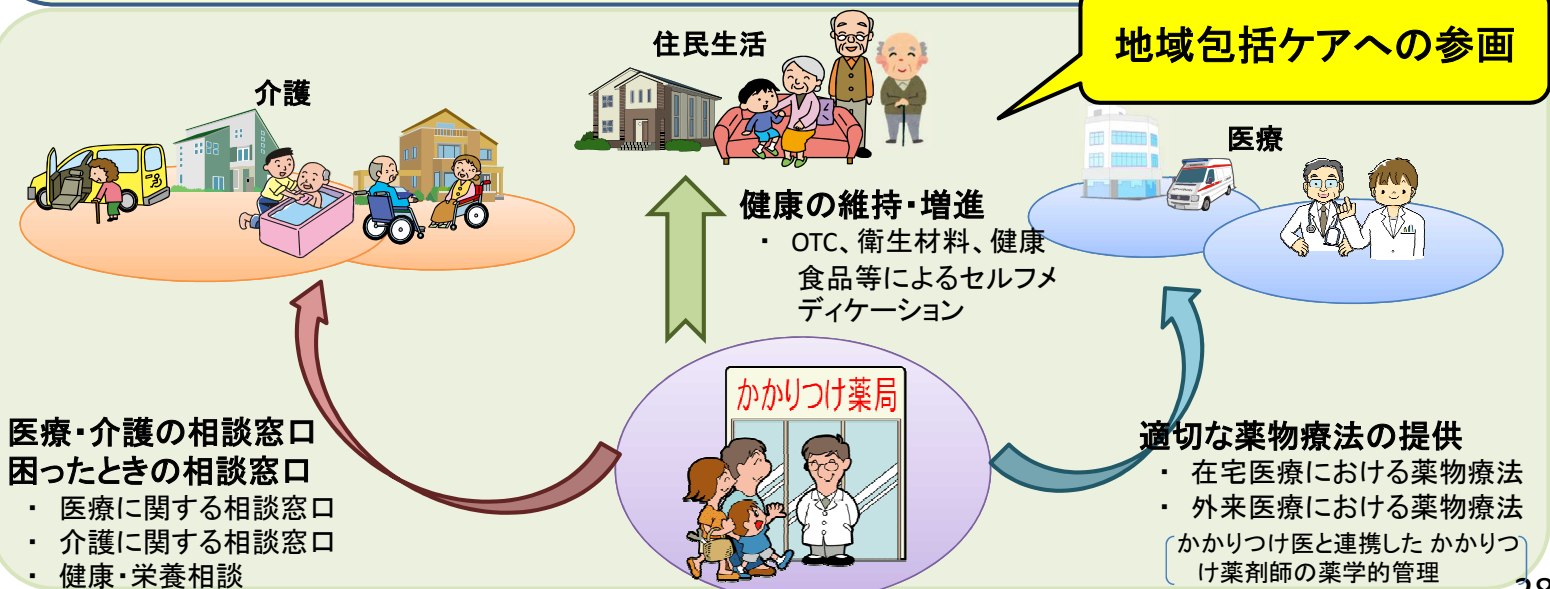
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能のイメージ

- 薬の専門家として、住民の薬物療法全体（外来、在宅医療）について、一義的な責任を持って提供。
- 住民の健康維持・増進のためにOTC、健康食品等を提供し、その適正な使用促進による健康を確保。
- 最も気軽に相談できるファーストアクセス機能を活用し、医療・介護の住民窓口として、住民の様々な相談（健康相談、栄養相談、介護相談、医療相談等）を最初に受付（適切な相談窓口の提供など）。

- 「**かかりつけ薬局・薬剤師**」として、かかりつけ医等と連携しながら、上記機能を一体的に地域住民に提供することにより、健康の維持・増進を図りつつ、困ったときの相談役と、医療必要時の適切な薬物療法の提供が可能となり、住民の安心・安全な生活の確保に貢献。



ご静聴ありがとうございました。

おクスリ^い e 情報: 普及啓発、法令検索、統計、最近の話題、薬剤師・薬学教育等の情報が入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>

また、医薬品医療機器情報配信サービス(PMDAメディナビ)への登録もお忘れなく。

<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

